

平成29年1月5日

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

公文書の開示決定に関する異議申立てについて（答申）

平成27年6月5日付け玉市総第120-1号情報公開審査諮問書にて諮問されたことについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

玉名市長（以下「実施機関」という。）が平成27年4月27日付け玉市総第52-1号で行った開示決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、対象となる全ての文書の開示を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人は保管中の文書の中に開示されていない文書があると認められるとし、異議申立書、意見書、口頭意見陳述及び上申書で理由を述べるが、その主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 開示されていないと考えられる公文書

(ア) 平成25年8月14日付け玉市総第200-1号の公文書開示決定通知書に基づいて同月20日に開示された受付番号を「24-1」「24-2」及び「24-3」とされた3通の公文書開示請求処理票

(イ) 平成25年2月22日、当時総務課行政係長が当時管財課担当者にメールの標題を「情報公開様式」としてメール送信した

a 公文書開示請求処理票（各欄に内容が印字（記載）されていない文書）

b 公文書部分開示決定通知書（各欄に内容が印字（記載）されていない文書）

c 上記a及びbの送付書

(ウ) 平成25年2月25日、前記総務課行政係長が管財課担当者及び当時土

木課（現建設管理課）担当者に送信したメールの標題を「情報公開部分開示決定通知書について」として送信した

a 平成25年2月26日付け、玉市管（土）第1号）とされた公文書部分開示決定通知書

b 上記aの送付書

(エ) 平成25年3月1日、前記の総務課行政係長が前記の管財課担当者にメールの標題を「資料」として送信した

a 標題が「本件事故に関し、玉名市が保有する公文書の重複等関係整理資料」

b 上記aの送付書

(オ) 平成25年3月5日、前記総務課行政係長が前記管財課担当者に標題を「情報公開の処理票の追記について」として送信した

a 公文書開示請求処理票

b 上記aの送付書

イ 不適正に作成された公文書開示請求処理票が存在する根拠（上記ア（ア）の文書が存在すると考えられる根拠）

これまで情報公開請求及び情報提供により交付を受けた文書のうち、これまで総務課、管財課及び建設管理課から異議申立人に開示された処理票（所管課送付日を平成25年2月15日としたもの）は作為的に事実でない内容を記録したものであり、この文書が「不適正に作成された文書」として開示されていない。

ウ 上記ア（イ）～（オ）の文書が存在すると考えられる根拠

上記ア（イ）～（オ）の文書は、管財課担当者から異議申立人に対し、平成25年9月4日付け玉市管第113号、標題を「情報の提供について（送付）」として送付されているが、この文書に添付されている公開窓口担当者から関係所管課担当者に送付された文書の内容等によると、前記ア（イ）～（オ）の文書が総務課に存在していると考えられる。

### 3 実施機関の説明の要旨

実施機関からの意見書の要旨は、本件異議申立ての棄却を求めるもので、その理由は、次のとおりである。

異議申立人が開示されていないと主張する上記2（2）ア（ア）の「24-1」「24-2」及び「24-3」とされた3通の公文書開示請求処理票については、

公文書開示請求に係る公開窓口及び所管課における実施機関内の事務処理の経過を記録する書類である。

また、異議申立人が開示されていないと主張する上記２（２）ア（イ）から（オ）までの公文書は、異議申立人が平成２５年２月１５日付けで玉名市長に対して行った公文書開示請求書に係る事務処理（以下「本件事務処理」という。）に際して、実施機関の担当者間で送受信した電子メールに係る書類である。

よって、これらの公文書は、異議申立人の本件異議申立てに係る開示請求（以下「本件請求」という。）に対する実施機関の公文書開示決定通知書で発した「開示請求に係る公文書の件名」の対象である「①平成２３年１０月１４日、請求者が玉名市内で転倒し、負傷した事案に関し、玉名市が保有する会議録、検討会及び請求者との対応状況を記載した文書」、「②平成２０年度から本年度の最近までにおける情報公開に関する実施機関による会議、検討会等の内容が判明する文書」又は「③これまでに請求者に不適正な要領で発出された文書及び同文書につき適正な手続きによった文書」のいずれにも該当する文書であるとはいえない。

なお、上記２（２）ア（イ）から（オ）までの公文書の本件事務処理に係る電子メールの電磁的記録（以下「本件記録」という。）については、期日は定かではないが、平成２５年８月６日以前に削除している。また、本件記録について、紙に出力した記憶はなく、本件事務処理に関する公文書については、本件請求が行われた時点において所管課としては保有しておらず、異議申立人が主張する公文書は存在しない。

#### ４ 審査会の判断

(1) 申立人は、意見書、口頭意見陳述、上申書を通じて実施機関における情報公開の事務処理手続に不適正さがあるとし、一貫して論難している。

本来、実施機関としてはその事務処理手続の適否等につき、疑義を差し挟まれないよう適正な事務処理に努めなければならないことは当然のことであり、その意味では、申立人が疑義を指摘するその心情には汲むべきものもみられるが、そこに指摘されている事務処理手続の適否等に関する事項は、本来、実施機関に対して要請すべき問題であるから、当審査会の判断にはなじまないものである。

そこで、当審査会としては事務処理手続の適否等の判断は控えるものとし、開示の請求があった文書について、開示の当否それ自体を以下に検討する。

(2) 異議申立人が開示されていない旨主張する公文書開示請求処理票（上記２（２）ア（ア）の文書）並びに担当者間のメールの送受信に関する送付書及び添付ファイル（上記２（２）ア（イ）～（オ）の文書）は、いずれも実施機関

内部の事務処理に関する文書である。

これに対し、異議申立人が本件請求により開示を求めた文書は「①平成23年10月14日、請求者が玉名市内で転倒し、負傷した事案に関し、玉名市が保有する会議録、検討会及び請求者との対応状況を記載した文書」、「②平成20年度から本年度の最近までにおける情報公開に関する実施機関による会議、検討会等の内容が判明する文書」及び「③これまでに請求者に不適正な要領で発出された文書及び同文書につき適正な手続きによった文書」であり、実施機関内部の事務処理に関する文書ではない。

それ故、異議申立人が開示されていない旨主張する公文書は、異議申立人が本件請求により開示を求めた公文書のいずれかに該当する文書であるとは認められない。

したがって、異議申立人が開示されていないと主張する上記2(2)ア(ア)から(オ)までの公文書は、開示対象の文書には該当しないことになる。

なお、担当者間のメールの送受信に関する本件記録は、実施機関の担当者間のメールの送受信記録であるところ、実施機関によれば、平成25年8月6日以前に削除しているとのことである。その理由として電子メールボックスの容量に限度があるため、実施機関では情報システム責任者が定めた電子メールボックスの容量の上限に従い、各職員が当該容量を確保するため適宜送受信メールを削除しているとのことであり、このことは、実施機関が提出した資料により当審査会においても確認したところである。

そうであれば、本件記録について、平成25年8月6日以前に削除しているとの実施機関の主張には十分合理性がある。

また、実施機関は、本件記録は紙に出力しておらず、保有していないとしているが、この点の実施機関の主張にも不合理な点は認められない。

よって、異議申立人による実施機関が送付書等を保有しているとの主張や本件請求に対し開示されていない文書があるとの主張には理由がない。

以上のことから、本件請求に対する未開示文書は存在せず、実施機関が平成27年4月27日付け玉市総第52-1号で行った開示決定は、妥当である。

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

委員 坂本 秀道

委員 木村 總子

委員 田中 智恵美